平成２２年（フ）第６７８号
北九州市小倉南区舞ケ丘２丁目13番23号
債務者　中村　俊策
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７４３号
北九州市門司区藤松２丁目２番２―206号
債務者　田中　麻衣（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８１１号
北九州市小倉南区長行東１丁目１番10―307号
債務者　岩本眞利子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９３４号
福岡県中間市岩瀬１丁目19番６号
債務者　酒井　貴章
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９５９号
北九州市八幡西区三ケ森２丁目６番18―203号
債務者　有薗　祐子（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９６１号
北九州市小倉南区下曽根新町６番３―603号
債務者　森田喜代子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９７５号
北九州市小倉北区篠崎１丁目３番１―501号
債務者　長村真理子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１００７号
北九州市小倉北区大畠３丁目７番６号帆柱荘201号
債務者　佐藤　広勝
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０５号
福島県須賀川市六軒131番地　市営108号
債務者　芳賀　春雄
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
福島県岩瀬郡鏡石町中町27番地
債務者　仲沼佳津雄
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
福島県郡山市久留米６丁目162番地の12
債務者　梶原　清吾
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
福島県郡山市久留米６丁目162番地の12
債務者　梶原　初子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
福島県須賀川市大袋町91番地２　吉野ハイツ101号
債務者　渡辺　　幸
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２４３号
福島県郡山市西ノ内１丁目３番14号　エクセル西ノ内Ⅱ101号
債務者　小林　良崇
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２４４号
福島県郡山市安積町荒井字洞田25番地
債務者　今井　正浩
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
福島県郡山市安積町長久保五丁目１番地の２パルタウンＢｕｎＡ―103号
債務者　中村　春奈（旧姓大越）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２５２号
福島県郡山市富久山町福原字境田46番地の２柳沼貸家３号
債務者　菅野　幸紀
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２５３７号
愛知県知多市新舞子字廻間21番地の５
債務者　荒木　美保
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部